

独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会（平成21年度第1回）議事概要

開催日及び場所	平成22年1月12日（火）東京国立博物館会議室	
出席委員 （敬称略）	<p>○委員長 辻 惟雄（MIHO ミュージアム館長）</p> <p>○委員 鮎川 眞昭（公認会計士） 篠原 啓慶（独立行政法人国立文化財機構監事） 松原 茂（根津美術館学芸部長） 宮廻 正明（東京藝術大学教授） 雪山 行二（独立行政法人国立文化財機構監事）</p>	
審議対象期間	平成20年4月1日～平成21年3月31日	
個別審査対象案件	225 件	○議 事 （1）平成20年度における競争性のない随意契約の点検 （2）平成20年度における一者応札・一者応募の契約の点検 （3）平成19年度以前に締結した複数年契約にかかる競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の契約 （4）新随意契約見直し計画
平成20年度における競争性のない随意契約	152 件	
平成20年度における一者応札・一者応募の契約	65 件	
平成19年度以前に締結した複数年契約にかかる競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の契約	7 件	
新随意契約見直し計画	1 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答、及び審議総括	別紙①のとおり	

別 紙①

質 問・意 見	回 答
<p>1. 平成20年度における競争性のない随意契約の点検</p> <p>(1) 工事契約2件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検前に自ら改善することとした内容に標記されている通り、少額随意契約であったもの2件であることから21年度以降継続性がないことと判断して構わないと考える。(意見) <p>(2) 物品・役務150件について</p> <p>①財務会計システムアウトソーシング業務委託 一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性が存在していないのか。 ・そうであれば、真に競争性がないか公募を実施して構わないのではないか。 <p>②人事給与統合システムの保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件についても同様と考えるがどうか。 <p>③特集陳列「六波羅蜜寺の仏像」に伴う輸送等作業、「天馬展」中国分輸出及び輸出航空運賃一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方では引き続き、競争性が無いと言っ 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約相手先が専用開発したシステムであるため、開発したところの専門的な知識と技術が必要である、 ・公募について、再検討いたします。 ・併せて、検討いたします。 ・お預かりしてものについては、先方が業者

ているが、片方は、一般競争に今後移行するとなっているが、文化財の輸送については、取り扱える業者が限られるのではないか。

・そうであれば、東博及びその他の機関への返却品・借用品等の輸送作業一式、大阪東洋陶磁美術館への返却・借用及び輸送等業務一式、及び文化交流展示室借用文化財の梱包・輸送等業務一式についても、一般競争に移行できるのではないか。

④装飾古墳データベースシステム作成一式、業務システム保守、自動券売機B T - B 5 3 0 R - 1 2 T 2 台外1件の賃貸借、文化財X線C T スキャン装置改修(C T 強化)一式

・これら4件についても真に競争性がないか。公募を実施して構わないのではないか。

⑤文化財の修理契約について

・修理請負業者は、どのように決めているのか。

・文化財の修理は、その質を保つことが重要であり、自ずとこの業者しかいないということになる。(意見)

を指定された場合、それに沿うことにならざるを得ないが、一般的には文化財の輸送等を取り扱う業者が2社以上存在する限り、一般競争としていきたい。

・再度検討いたします。

・前のご指摘同様と思いますので、公募について、再検討します。

・文化財の修理については、館内での鑑査会で修理の必要性が認められた後に、修理委員会で契約方法を決定した後に候補者選定委員会で修理業者を選定している。

(3) 総括

・21年度以降発生しない業務33件を除いた119件について、その内、24件については、一般競争契約に移行し、ただし、不落随意契約3件分を含めると27件となる。また、14件については、真に競争性が無いか、事前に公募を実施することに移行する。

残りの81件については、今後も引き続き契約内容から随意契約とすることがやむを得ない契約と考える。

2. 平成20年度一者応札、一者応募の契約の点検

(1) 物品・役務63件、工事2件について

・公告期間の見直しについて、具体的に説明して欲しい。

・国立文化財機構においては、「一者応札・応募の改善方策」を平成21年7月30日に作成しております。

その中で具体的には、5つ明記しておりどれも有効な改善策と考えておりますが、最も効果的なものは、公告期間の見直しに努めるものであると考え、一般競争において現在の公告期間10日間をもう少し長く取って改善をしていきたいと考えます。

・落札率100%の契約があるが、何故そのような場合が生じるのか。

・公告期間の見直しを図ることが重要と判断する。その上で競争参加者においては、魅力ある契約かということもあるので、できる限り同時期および同種に属するものは、まとめて包括化することも今後考える余地あるのではないか。（意見）

（2）総括

・21年度以降発生しない業務13件を除いた52件について、その内、4件については、仕様書等の見直しを実施し改善が図られている。35件については、今後公告期間の見直しを行う必要があると考える。

3. 平成19年度以前に締結した複数年契約にかかるとの点検

総括

・競争性のない随意契約3件のうち、1件は文化財の修理事業であり、随意契約とす

・予定価格を作成する上で、入札説明書等を受け取りに来た業者から参考見積もりをもらい、それを含め精査を行うが、結果として参考見積もりが当方に一番有利な価格であれば、参考見積もりを予定価格とする場合もあるため、入札結果として予定価格が契約金額となった契約が生じたものです。

ることが妥当と判断する。残りの2件については、22年度から企画競争及び公募に移行することが妥当と判断する。

・一者応札・一者応募の契約4件については、公告期間の見直しを図ることが妥当と判断する。

4. 新随意契約見直し計画

(1) 随意契約等の見直し計画の達成に向けた具体的と取り組み

・本件については、現在公表しているものと、比較して、どのような点について見直しをしたのか。

(2) 総括

・随意契約等の見直し計画のうち、随意契約については、前述に審議した1の結果を踏まえたものとし、一者応札・一者応募の見直しについては、前述に審議した2の結果を踏まえた内容とする。

・随意契約見直し計画の達成に向けた具体的取り組みについては、(案)で示された内容で取り組んでいただきたい。

・本契約監視委員会による定期的な契約の点検実施、さらには、一者応札・一者応募の見直しの具体的な取り組み方法について、明記する方向で検討いたしました。また、他の機関の取り組みについても参考といたしました。